

神戸市公告

最低価格落札方式一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和 7 年 1 月 31 日

神戸市長 久 元 喜 造

1 入札に付する事項

委託名	高齢者等を対象としたスマホ相談窓口等運營業務委託
業務概要	DXの推進にあたり、「誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化」の方針実現に向けて、情報格差（デジタルデバйд）のある高齢者等のデジタルリテラシー向上に対してサポートを行っていく必要があるため、地域団体等を対象に地域福祉センター・出張所・市営住宅集会所等でスマホ出張相談会を開催するほか、市民の来庁が多い区役所・支所・一部の出張所（もしくは近隣の商業施設）等にスマホ相談窓口を開設する。 なお、当事業では、講師・操作説明役として大学生・高校生等を起用する。
履行場所	（１）スマホ出張相談会：神戸市内の地域福祉センター（195カ所）、出張所（13か所）、市営住宅集会所（約10か所）、その他地域の施設等地域団体が希望する場所 （２）スマホ相談窓口：各区役所・支所または区役所近隣の商業施設・明舞出張所・学園都市マイナンバーカードサテライト等（計15カ所）
履行期間	契約締結日（令和 7 年 3 月中）から令和 8 年 3 月31日まで

2 担当部局

〒 6 5 0 － 8 5 7 0 神戸市中央区加納町 6 － 5 － 1

神戸市企画調整局デジタル戦略部情報政策担当

電話：078-322-5308 FAX：078-322-6199

E-mail：digital_kikaku@city.kobe.lg.jp

3 入札手続の種類

この案件は、入札価格により落札者を決定する最低価格落札方式の入札案件である。

4 競争入札参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしていること。

- （１）地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- （２）令和 6 ・ 7 年度神戸市物品等競争入札参加資格を有すること。
- （３）神戸市内に本店を有すること。
- （４）経営状態が窮境にある者（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく更生手続開始の決定がされている者、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく再生計画認可の決定がされている者を除く。）でないこと。
- （５）入札参加資格の審査の申請の受付期間の最終日から落札決定の日までの間に、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を受けていないこと。
- （６）神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと。

5 入札に必要な書類を示す場所

神戸市ホームページ (https://www.city.kobe.lg.jp/a29931/sumaho_sodan_boshu.html) に掲載しています。

6 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法については、入札説明書等によります。

7 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の提出期間及び提出場所

提出期間	令和7年1月31日（金）～令和7年2月17日（月）17時まで
提出方法	電子メールに添付して提出し、送付後必ず電話にて到着確認の連絡を行うこと。 送付先及び到着確認の連絡先は「2. 担当部局」に記載の通り。

8 入札期間及び方法

入札期間	令和7年1月31日（金）～令和7年2月25日（火）17時まで
提出書類	入札書、業務費内訳書 ・入札書（様式6）に金額を記載し、記名したものをPDF化して提出すること。 ・業務費内訳書（様式7）は様式に従い必要事項を記載の上、必ず添付すること。 <u>※パスワードを設定した上でファイルを開くことができない状態で提出すること。</u> <u>また、パスワードは開札日当日まで送付しないこと。（開札日時及びパスワードの共有方法等については別途連絡を行う。）</u>
提出方法	電子メールに添付して提出し、送付後必ず電話にて到着確認の連絡を行うこと。 送付先及び到着確認の連絡先は「2. 担当部局」に記載の通りです。

9 開札予定日時及び方法

日 時	令和7年2月27日（木）
方 法	（1）入札書は、上記の日程において開札し、業務費内訳書は入札書の開札後に全ての入札参加者について確認を行うものとする。入札参加者の立ち合いは不要とし、開札後に別途結果の通知を送付することとする。 （2）提出した入札書及び業務費内訳書は、引換え又は取消しをすることができない。

10 落札者の決定方法

入札価格が予定価格の制限の範囲内である場合に、最低入札価格を提示した入札者を落札者とする。入札価格が同額である場合は、くじにより落札者を定めるものとする。（くじの日時及び場所については、別途指示する。）

11 入札保証金

神戸市契約規則第7条第2号の規定により免除します。

12 入札の無効

- (1) 神戸市契約規則第 12 条各号に該当するとき
- (2) 一の入札参加者が複数の入札を行ったと認められるときは、いったん開札して確認のうえ、すべての入札書を無効とする。
- (3) 8 の方法によらないで提出された入札書及び業務費内訳書（期限までに到達しなかった場合を含む。）は、これを無効とする。
- (4) 提出書類に虚偽の記載をした者の入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消すものとする。なお、競争入札参加資格があると確認された者であっても、落札決定の時ににおいて 4 に規定する競争入札参加資格を満たさなくなった場合は、競争入札参加資格のない者に該当するものとする。
- (5) 業務費内訳書を確認し、記載すべき重要事項が欠けている、業務と不要な事項が記載されている、記載金額が予定価格と 3 分の 1 以上乖離している等業務を確実に履行することができないと認められるときは、当該入札書は無効とする。業務費内訳書が添付されていない場合（（4）の規定により無効となった場合を含む。）も、当該入札書を無効とする。
- (6) 無効とした入札書及び業務費内訳書は、返却しないものとする。

13 その他入札に関する事項

入札説明書に記載の通り。